



2013年3月22日
弁護士法人アディーレ法律事務所

経営者様からのご相談件数 累計 8,000 件 突破！

金融円滑化法終了により、会社の事業再生や借入金に関するご相談が増加

より身近なリーガル・サービスを目指す弁護士法人アディーレ法律事務所（東京都豊島区、代表弁護士：石丸幸人、以下アディーレ）は、このたび、2010年1月から2013年3月22日時点で、中小企業経営者、個人事業主など法人様からのご相談件数が累計 8,000 件を突破したことをお知らせいたします。

■金融円滑化法終了まであと 10 日！ 経営者に役立つ特設サイトのコンテンツを大幅拡充
中小企業の債務返済を猶予する「中小企業金融円滑化法」が今月末で終了を迎え、4月より金融機関は通常時の対応に戻ります。そのため、返済猶予（リスク）や利率の引き下げは今後、難しくなると予想されています。アディーレでは、金融円滑化法終了後、事業資金の返済や取引先への支払に悩む、ひとりでも多くの経営者を救いたいとの想いから、今年に入り、事業再生や債務整理の特設サイトを開設。本格的な支援をはじめました。

特設サイトの開設により、経営者様からのご相談件数は月間 100 件以上を超え、連日、たくさんのお問い合わせをいただいております。そのため、もっと便利で役立つサイトを目指して、本日、コンテンツを大幅に拡充いたしました。新たな追加コンテンツとして、金融円滑化法終了後、いま、とるべき選択方法を『チャート式フロー図』でわかりやすく掲載。また、弁護士が教える『倒産危機を迎えたときの 5 つの心得』、倒産危機にある企業でも再起可能である『事業再生事例』などを掲載いたしました。

いま、資金繰りに窮し、倒産の危機に直面している多くの経営者は、ひとりで悩みを抱え、孤独になりがちです。アディーレでは、事業再生と会社の債務整理に関して豊富な経験を持ち、弁護士 120 名以上が経営者と一緒になって「事業をいかに続けるか」を考え、最善の再建策を提案し、力を尽くしてまいります。

【 コンテンツが大幅拡充された事業再生と会社の債務整理の特設サイト 】

Web ページ：<http://www.adire.jp/corporation/lp/>

フリーダイヤル：0120-316-742（タイム ナシニ）

※朝 10 時から夜 10 時まで、土日祝日も休まず受付中です。また相談は何度でも無料です。

■「中小企業金融円滑化法」とは？

正式名称は「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」。別名、「モラトリアム法」。リーマン・ショックの経済縮小の防衛策として 2009 年末に導入。中小企業の資金繰りを支援する目的で、企業は借入金の元本の支払いを延長したり、利息の引き下げができるようになった。時限立法ではあったが、たびたび延長され、本年 3 月末で終了期限をむかえる。

【弁護士法人アディーレ法律事務所】

アディーレ（ラテン語で"身近な"）では「弁護士をより身近な存在に」という理念の下、代表弁護士石丸幸人を筆頭に、弁護士 120 名以上を含む総勢 600 名以上の態勢で、債務整理・交通事故・離婚問題・刑事事件・労働トラブルなどさまざまな問題の解決にあたっています。法律事務所としては国内最多となる全国 45 拠点、相談実績は 90,000 件以上（2013 年 3 月現在）。日本最大のネットワークを持つ法律事務所として、全国各地からのご相談に対応しております。また、ご相談にみえる方のプライバシーを保護するため「プライバシーマーク」を取得したほか、お車でお越しの方のための「無料駐車場」、お子さま連れの方のための「キッズスペース」など、ご相談しやすい環境づくりを心掛けています。代表弁護士の石丸幸人は、テレビ朝日「スーパーモーニング」、日本テレビ「行列のできる法律相談所」などメディアにも数多く出演しております。

[関連リンク URL]

<http://www.adire.jp/corporation/>

本件に関するお問い合わせ先

弁護士法人アディーレ法律事務所 広報部

電 話:03-5950-0268

F A X:03-5950-0276